

千葉県特定水産動植物採捕許可事務処理要領

(趣旨)

第1条 本要領は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第132条第2項第4号に掲げる特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として、試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）の用に供するため、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）第42条第2項による許可の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 次の各号の全てを満たす場合には、許可をするものとする。

- (1) 試験研究等の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。
- (2) 当該特定水産動植物の採捕によって、特定水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらさないと認められること。
- (3) 申請者が、次の①から④までに掲げる者に該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
- (4) 採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。以下同じ。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。

(許可の対象)

第3条 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人、一般社団法人（公益法人を含む。）、一般財団法人（公益法人を含む。）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究等を行う法人のほか、知事が認める法人とする。

(許可の申請)

第4条 施行規則第42条第3項の申請は、特定水産動植物採捕許可申請書（第1号様式）により、船舶を使用する場合にあっては船舶ごとに行わなければならない。

- 2 申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が許可又は不許可を判断するに当たり不要と認める書類及び同時に当該許可申請に係る試験研究等に係る千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号）第48条第2項による申請を行っている場合は重複する書類を、省略することができる。

- (1) 試験研究等計画書
- (2) 申請者及び採捕に従事する者が第2条第3号及び第4号であることを誓約する書面(第2号様式)
- (3) 使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑登録証明書
- (4) 漁船を使用する場合は、漁船法(昭和25年法律第178号)第12条第1項に基づき交付された動力漁船登録票の写し
- (5) 漁船でない船舶を使用する場合は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に基づき交付された船舶検査証の写し及び船舶検査手帳の写し
- (6) 採捕の区域に漁業権漁場を含む場合は、漁業権の漁場の区域において、当該区域に係る漁業法第105条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が申請しようとしている試験研究等について同意等していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。
- (7) 国又は地方公共団体からの委託の場合は、委託契約書の写し

(審査及び標準処理期間)

第5条 知事は、許可申請書の提出があつたときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実態を調査し、その申請が適正かつ妥当なものであるかどうかを判定するものとする。

この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、相当の期間を定め、補正を求めるものとする。

2 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条の標準処理期間は、30日とする。

(許可又は不許可の決定)

第6条 知事は、第5条の判定により許可又は不許可を決定する。

2 許可する場合は、施行規則第42条第4項の規定に基づきその許可の有効期間を定めることが必要であり、許可の有効期間は、当該許可の性質から、1年以内の適切な期間とする。

また、同条第5項の規定に基づき、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、その許可に条件を付けることができる。

(許可証の交付)

第7条 施行規則第42条第6項で交付する許可証は、特定水産動植物採捕許可証(第3号様式)によるものとする。

(不許可の通知)

第8条 知事は、不許可としたときは特定水産動植物採捕不許可通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(許可証の携帯義務)

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る採捕をするときは、許可証を当該許可に係る

船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは採捕責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は採捕を指揮し、現に採捕を行う者をいう。）に携帯させなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第 10 条 許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は当該許可に係る採捕に従事する者以外の者に貸与してはならない。

（許可証の再交付）

第 11 条 施行規則第 42 条第 7 項の申請は、特定水産動植物採捕許可証再交付申請書（第 5 号様式）により行うものとする。

2 施行規則第 42 条第 7 項に基づく申請中は、許可証の再交付を受けるまでは、当該許可に係る採捕を行ってはならない。

（許可証の記載事項の変更）

第 12 条 許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとするときは特定水産動植物採捕許可証記載事項変更許可申請書（第 6 号様式）により、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、変更に係る採捕に従事する者に第 2 条第 3 号及び第 4 号のいずれかを満たさない者が含まれる場合は前項の許可をしないものとする。

3 前項の許可をしたときは、知事は許可証を書換えて交付するものとする。

（許可の取消し）

第 13 条 知事は、施行規則第 42 条第 11 項に定める場合のほか、次の各号に該当する場合は、許可を取り消すものとする。

（1）許可を受けた者又は当該許可の採捕に従事する者が、第 2 条第 3 号及び第 4 号のいずれかを満たさなくなった場合

（2）漁業関係法令又は漁業関係法令に基づく処分に違反した場合において、当該特定水産動植物の生育又は漁業活動への影響を軽減するために必要があると認める場合

（採捕の結果の報告）

第 14 条 施行規則第 42 条第 10 項の報告は、当該許可の有効期間の満了日から 30 日以内に、特定水産動植物採捕結果報告書（第 7 号様式）により行うものとする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この要領の施行前に施行規則第 42 条第 3 項の申請をする場合は、この要領によるものとする。

3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

第1号様式

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕許可申請書

漁業法施行規則第42条第3項の規定により、特定水産動植物の採捕許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 採捕の目的

--

2 採捕しようとする特定水産動植物

種 類	数 量

3 採捕の区域及び期間

区 域	期 間

4 使用する漁具

種 類	規 模	数

5 使用する船舶

船名	漁船登録番号 (又は船舶番号)	総トン数	推進機関の種類及び 馬力数

6 採捕の責任者

氏名	住所

7 採捕に従事する者の氏名及び住所

氏名	住所

第2号様式

宣誓書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- 1 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

- 2 また、採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないことを宣誓します。

特定採捕許可番号第 号
特定水産動植物採捕許可証
住 所 氏名（法人にあつては、名称）
1 採捕しようとする特定水産動植物
2 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
3 条件 (1) 特定水産動植物の種類及び数量 (2) 採捕の区域 (3) 採捕の期間 (4) 使用する漁具の種類、規模及び数 (5) 採捕に従事する者の氏名及び住所 (6) 使用する船舶 ア 船 名 イ 漁船登録番号 ウ 船舶総トン数 エ 推進機関の種類及び馬力数 (7) . . .
年 月 日
千葉県知事

特定水産動植物採捕不許可通知書

様

千葉県知事

年 月 日付けで申請のありました特定水産動植物採捕許可申請については、
下記の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量
- 2 不許可の理由

(行政不服審査法の教示)

千葉県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕許可証再交付申請書

次の特定水産動植物採捕許可証を亡失（又は滅失）したので、漁業法施行規則第42条第7項の規定により再交付を申請します。

記

1 許可番号

2 再交付の理由

千葉県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕許可証記載事項変更許可申請書

次のとおり特定水産動植物採捕許可証の記載事項を変更したいので、申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更を申請する事項

項 目	変 更 前	変 更 後

千葉県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕結果報告書

年 月 日付け 特定採捕許可番号第 号に係る採捕の結果について、
漁業法施行規則第42条第10項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定水産動植物の種類
- 2 採捕の期間
- 3 採捕の方法（及び採捕に従事した者）
- 4 採捕した数量
- 5 その他

※ 採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を適宜添付してください。